

市役所各課へは
代表番号
(☎24・1111)
からお申し込み



お知らせ

全国戦没者追悼式の日(黙とうを)

市役所地域振興課

8月15日正午から東京・日本武道館で式典が開催されます。正午の黙とうにご協力ください。

野ザルの出没にご注意を

市環境保全課(☎⑥1787)、
県北振興局総務企画課(☎④4211)、最寄りの警察

最近、市街地でも野ザルが目撃されています。食べ物などを与えたりからかったりすると、非常に危険な行動をすることがあります。ザルを発見したときはご連絡を。

出会い系サイトの不当な料金請求にご注意を

市消費生活センター(☎②2591)

携帯電話などの出会い系サイトの利用料金を、不当に請求されるとい

青少年教育センターの卓球室や図書室のご利用を

市青少年教育センター(☎②0781)

平瀬町にある同センターでは、20歳未満を対象に卓球室と図書室を無料で開放しています。利用時間「平日9～17時」

プレジャーボートなどの係留には許可が必要です

市港湾部管理課(☎⑥129)、市役所水産課

市が管理する港湾区域、漁港区域に、プレジャーボートなどの小型船舶を係留するときは、各水域管理者の許可が必要です。許可を受けていない船舶は行政処分の対象となります。係留には、次のとおり施設使用料が必要です。

	プレジャーボート	漁船などの船舶 その他の船舶
係留設備区域	船幅0.2メートルまでごとに 年額 3,000円	船舶総トン数1トンまでごとに 年額 1,368円75銭
係留設備区域 未整備区域	船幅0.2メートルまでごとに 年額 2,400円	船舶総トン数1トンまでごとに 年額 952円65銭

う相談が増えています。次のことにご注意を。身に覚えのない請求には応じない。住所・氏名などの個人情報漏らさない。悪質な取り立ての場合は警察へ。不審なメールには安易にアクセスしない。

水道局からの委託と偽る訪問販売などにご注意を

水道局総務課、下水道管理課(☎④1151)

水道局からの委託と偽って水質検査を行い、水質に問題があると思わせ、浄水器を買わせたり、下水道管の点検・清掃を行い、高額な料金を請求したりする事例が発生しています。水道局では、このような委託は行っていませんのでご注意ください。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

佐世保社会保険事務所(☎④1148)、市役所戸籍住民課

保険料は納期内に納めましょう。未納保険料については、電話や通知書でお知らせしたり、社会保険事務所の国民年金推進員が個別に訪問してご案内したりする場合があります。

まちづくり協議会の設立総会

市役所まちづくり課

日程 福田・中通地区(中通町、福田町、石坂町、清水町、保立町) 8月29日13～15時、中央公民館 東山地区(東山町、大宮町、大黒町) 8月30日19～21時、南地区公民館 目的「斜面密集市街地整備促進のため 対象」地区内在住者、地区内の土地・建物所有者

農業災害に遭ったときには

市役所農業土木課

豪雨などにより農地や農業用施設が被害に遭ったときに、災害復旧工事の適用を受けようとする場合、所有者または受益者は被災後1週間以内に市役所農業土木課が各支所に届け出を。採択要件「工事費40万円以上(公共性が高い農業用施設は40万円未満も可) 詳しくはお尋ねください。

農地の無断転用をなくしましょう

市農業委員会事務局

田畑を住宅用地や駐車場、資材置き場などとして使用するときは、県または国の許可が必要です。市街化区域であつても市農業委員会に届け出が必要です。農地と自然を守るためにご協力ください。

電話や通知書などに不審な点があつた場合はご連絡ください。

退職者医療制度

市役所戸籍住民課、各支所

条件はありますが、会社などを退職して国民健康保険に加入した人が75歳になるまでこの制度で医療を受けることとなります。患者の費用負担「本人、被扶養者(家族)とも通院、入院にかかわらず3割(70～74歳は1割または2割)」

交通事故などに遭って国民健康保険で治療するときは

市役所国民健康保険課

交通事故に遭つたら医療機関にその旨を伝え、警察で人身事故扱いの事故証明書をもらい、国民健康保険課で手続きを。飼い犬にかまれたときや傷害などの場合も同課へ。

8月は市県民税第2期分、国民健康保険税第3期分の納付月です

市役所納税課

納め忘れがなく、便利な口座振替や納税組合をご利用ください。

電話加入権を公売します

市役所納税課

とき「8月27日10時 ところ」市

少量危険物施設からの油流出防止にご協力を

消防局予防課(☎②9257)

全国では、屋外設置のタンクからの油流出などによる事故が多発しています。少量危険物施設を所有している事業所などは十分な点検を。指定数量未満の危険物の貯蔵と取り扱いは、火災予防条例の適用を受けません。指定数量の5分の1以上指定数量未満の貯蔵は、所轄の消防署(中央消防署☎④7621、東消防署☎③2519、西消防署☎④2076)に届け出を。指定数量「灯油・軽油↓千リ、重油↓二千リ」

永久選挙人名簿、在外選挙人名簿ををご覧ください

市選挙管理委員会事務局

とき「9月3～7日8時30分～17時 ところ」市選挙管理委員会事務局(4～5日は市役所1階・管理員室) 永久選挙人名簿の登録資格「昭和59年9月2日までに生まれ、ことし6月1日までに住民基本台帳に登録された人(9月1日現在で調べ、新たな有資格者を9月2日に追加登録します) 在外選挙人名簿の登録資格「20歳以上の日本国民で国外へ住所を移した人(ほかに条件あり)」

役所3階・理事者控室

Uターン・大学等新卒者合同企業面談会

佐世保公共職業安定所(☎④8609)

とき「8月13日13～16時(12時30分受付開始) ところ」体育文化館(光月町) 参加企業「約30社 対象」Uターン希望者、大学等新卒者など 市中小企業融資制度のご利用を

市役所商工労働課

市内の中小企業、事業協同組合などに低金利で融資制度があります。詳しくは取り扱い金融機関にお尋ねを。

全国消費実態調査にご協力を

市役所企画調整課

調査時期「9～11月 内容」無作為に抽出された世帯を対象にした家計の実態調査。調査結果は、国や自治体が行う経済などの諸施策のための基礎資料となります。

子どもの読書活動を推進します

県教育庁生涯学習課(☎095・822・9410)

県子ども読書活動推進計画の重点活動。家族10分間読書運動。学校の朝の10分間読書。読書量の増加。学校図書館の蔵書の充実。図書ボランティアの養成と活動の支援。

選挙ひとくちメモ 候補者などの寄付についてのQ&A

- 候補者などの寄付についてのQ&A
- Q1. 従来からの慣行とされているお中元や祭りなどの寄付・せん別なども、候補者など(政治家、候補者、候補予定者)が選挙区内にある者に対して行う場合は、寄付に該当し禁止されますか。
- A. 寄付に該当し、禁止されます。
- Q2. 候補者などはお盆などの場合も、選挙区内にある者に対して酒食を提供することはできませんか。(親族への場合を除く)
- A. できません。
- お尋ね 市選挙管理委員会事務局

海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の登録申請書の提出を

市選挙管理委員会事務局

9月1日現在で同名簿を作成。申請書は各漁協を通じて有資格世帯に配布します。有資格者「昭和59年12月6日までに生まれた漁業経営者(法人含む)と家族、従業員で、年間90日以上働いている人 提出」9月3日までに所属の漁協へ

人権シリーズ

さまざまな人権 高齢者 介護を必要とする高齢者への虐待が社会問題化しています。この問題を解決していくためには、介護者の負担を軽くするなど社会保障制度の充実を図ることはもちろん、社会全体で、高齢者の豊かな経験や知識を尊重する環境づくりを進め、「若い」に対する偏見を無くしていくことが必要です。お尋ね 市役所人権啓発課